入学するとき

入学式

日　時　　令和７（2025）年４月７日（月）
受　付　　午前８時４０分～９時０５分 保護者同伴のうえ時間厳守でお願いします。
開　式　　午前９時３０分
式　場　　吹田市立東山田小学校 体育館

入学式当日の持ち物

保護者：教科書・副読本を持ち帰る袋　入学通知書（吹田市教育委員会から郵送）
　　上履き　名札（PTA 保護者証）　※校内では必ず名札の着用をお願いします。
新入生：ハンカチ　ティッシュ　上靴　上靴袋　※お子様のランドセルは必要ありません。

学用品などの準備

❖ 学校で配付する物品

(1)教科書、副読本（いずれも無償配布）

(2)一括購入品

一括購入品目一覧
ノート４冊（さんすう、こくご、れんらくちょう、じゆうちょう）
給食用お盆　名札　プリント用ファイル　連絡袋　体操服校章ワッペン
クレパス　クーピー　のり　名前ペン　お道具箱　計算カード　計算ブロック

❖ 家庭で用意していただく物品

(1)上ぐつ、体育館シューズ（次頁参照）

(2)鉛筆（２Ｂを１ダース程度）、赤鉛筆１本、筆箱（１本ずつ収納できるタイプのもの）
　下じき、消しゴム（消しやすく装飾のないシンプルなもの）

(3)はさみ、ねんど板、油ねんど、ねんどケース、セロテープ（小さいサイズのもの）
　※家にあれば、足りないものを補充して使ってください。

(4)ランドセルと大きな手さげ袋

(5)布袋を４種類用意してください。（体操服用・体育館シューズ用・上ぐつ用・給食エプロン用）
　※机の横にかけた時の長さが、ひもを入れて４５㎝以内におさまるようにしてください。

(6)体操服、赤白帽

(7)給食エプロン、
　帽子、マスク
（エプロンは袖付きのもの（白色）
帽子は髪の毛が全部入るもの（白色））

＊ひもが長すぎると、床で袋が引きずられてしまいますので、絞った全体の長さが 45cm 以内におさまるようにしてください。

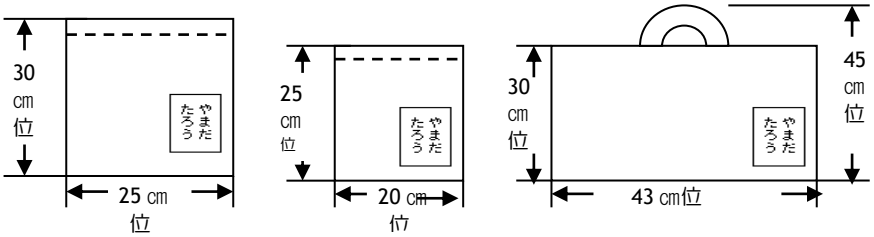

・体操服袋
・給食袋

・体育館ｼｭｰｽﾞ袋
・上履き袋

・大きな手さげ袋

物品の購入

必要な物品は以下のお店で購入していただけますが、体操服や給食関係等の品物は、入学説明会終了後に業者が校内で販売致します。

- 竹村屋本店　　吹田市千里山西５－３－２　℡０６－６３８４－０８７２
- 鈴ヤ　　吹田市朝日町１８－１３　℡０６－６３８１－７０９２
- 谷本運動具店　　吹田市元町７－１１　℡０６－６３８１－１９８３

生活態度・生活習慣

❖ 生活態度のしつけについて

依頼心の強い幼児から、学校という社会で生活する児童に成長していくのですから、自分で自分のことができる子どもにしつけていくことが大切です。

次の諸点に特に留意して、徐々に習慣づけておいてください。

(1)生活習慣を規則正しく（自分のことは自分でできるように）

① 「おはよう、こんにちは、ありがとう、ごめんなさい、さようなら、はい、いいえ」などのあいさつができるように。また、人の顔を見て、話を最後まで聞くことができる。

② 朝ごはんをしっかり食べる。食事は時間を一定にし、好き嫌いをなくす。（給食を食べる時間は最大 30 分位です）

③ 登校前になるべく大便をすませる。

④ 早寝早起きの励行。

⑤ 服を脱ぐこと、たたむこと、着ること、洗顔、歯みがき、トイレの使い方（男子の小便器など）、ランドセルのかけおろし、ティッシュペーパー（鼻のかみ方）、ハンカチの用意など、平常の習慣が身につけられる。

⑥ 自分の持ち物の整理整頓ができる。

(2) 自分の名前、また用便や身体の不調が言える。呼ばれたら「はい」と返事ができる。

(3)持ち物などに書かれた自分の名前が読める。

(4)自分の家と学校の間を交通ルールを守り、１人で歩いて往復できる。

❖ 健康面などで、配慮を要するお子さまは、必ず前もって学校にお知らせください。

❖ 記　名（持ち物すべてに）

学用品や衣類すべてにひらがなで記名してください。（えんぴつやクレパスなど、１本１本にも記名してください。油性ペンでお願いします。）

【記名方法】

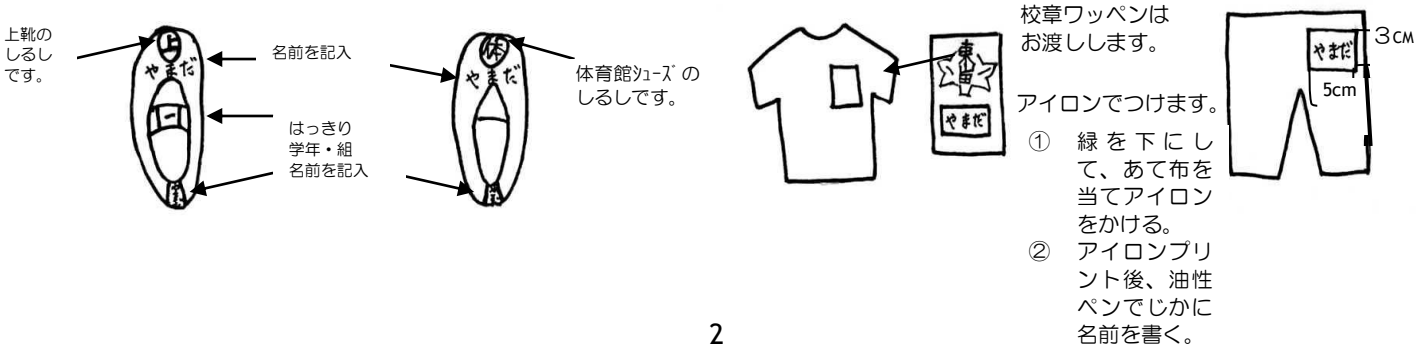

学習への準備

小学校は、初めての義務教育の場です。入学してくる子どもたちが「ひらがなも数字も読めない」ことを前提に、学習の計画をたてています。幼稚園などによっては、ひらがなや数字にとどまらず英会話なども教えているところがあるようですが、決して焦らないでください。

ご家庭で教えてほしいことは、人としてのマナーや基本的な生活習慣です。勉強は学校にまかせてください。

なにかあったらまず担任に相談を

学校は集団生活の場です。色々な個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。そしてときには人間関係がうまくいかなかったり、トラブルにあったりすることもあります。もし何か問題が起こったり、気になったりすることがあったら、電話や手紙、連絡帳、面談などどのような方法でも構いませんので、お気軽にご相談ください。

学校への疑問、困り事についても気軽にご相談ください

お子さまが、学校の様子を多く話すことはとても良いことです。保護者の皆様も学校のことがよくわかると思います。

しかしときには、お子さまからの情報が誤っていたり、一部だけが伝わってしまったりすることで、保護者の皆様が、担任や学校に対して疑問を感じてしまうことがあります。そのことが、家庭での困り事になってしまうことも考えられます。児童、保護者、学校の相互の信頼関係が成り立っていればこそ教育効果が発揮されます。もし、疑問や困り事を感じる場合は、小さいうちにご遠慮なくご相談ください。人の悪口を常に聞きながら成長した子には「人」というものに対する不信感が育ちかねません。子どもたちの前で人を悪く言うようなことは慎みたいものです。学校は保護者の皆様と共に子どもたちの心身の健やかな成長を願い、伝え合い、喜び合う関係でありたいと考えています。

学校全体で支援しています

学校では、担任以外にも多くの教職員がお子さまの成長を見守っています。担任と連絡を取り合っても問題が解決しない場合や、担任に伝えられずに悩むこともあるかもしれません。そんなときは、担任以外の教職員にご連絡ください。学校ではお子さまの成長を第一に考え、保護者の皆さまの声を大切にし、柔軟に対応しています。学校とご家庭で協力関係をつくることが一番大事なことです。

学校以外にも様々な相談機関があります

子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、一人で悩まずに色々な相談窓口で話してみませんか？きっと良い解決方法が見つかるでしょう。詳しくは 25 ページをご覧ください。

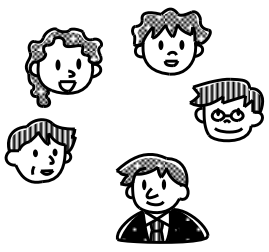

東山田小いじめ防止基本方針

吹田市立東山田小学校

第１（いじめの基本認識）

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない」（「いじめ防止対策推進法」）で、個々の行動がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行う必要がある。

第２（目的）

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。本校におけるすべての教職員が「いじめに関する認識から取組」に至るまで、共通認識のもと組織的・計画的に取り組んでいく「行動計画」となるものである。

第３（いじめの防止）

いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

１．いじめを未然に防ぐための教職員の基本姿勢として、次にあげる事項に努める。

（１）子どもに対する受容的・共感的態度

・子どもの良さをたくさん見つけ、認め、褒めることができる実行力
・子どもの話への積極的な傾聴と共感
・子どもの言動の背景（家庭・育ちの特性）を含めた一人ひとりへの受容
・子どもの小さな変化を見逃さない感性と洞察力

（２）教職員の言動が、子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に意識する。

（３）大勢の前で特定の子どもたちの負のイメージとなる言動をとったり、冷やかしたりする軽率な振る舞いが子どものいじめを誘発、助長している可能性があることを意識する。

２．児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が組織的に取り組む。

（１）日常的に児童の行動の様子を把握する。

（２）欠席日数や部活動・行事等の参加状況等を注視し、情報を共有する。

（３）「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。

この組織は、児童支援部会を中心とし、必要に応じて、校長、教頭、首席、生徒指導主事、養護教諭、福祉等の専門的知識を有する者（スクールソーシャルワーカー）、心理等の専門的知識を有する者（教育相談員）、その他の関係者により構成する。

（４）いじめの防止等に関する年間計画を策定する。

（５）心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。また、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。

（６）年間計画を策定・改訂する際、ＰＴＡ・学校評議員に意見を求める。

３．児童のいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育み、児童らがいじめについて学ぶ取組を進める。

（１）教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。

（２）読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。

（３）言語活動を充実させ、児童・生徒のコミュニケーション能力を向上する。

（４）児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。

（５）ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
（６）すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫するなど、わかる授業づくりを進める。
（７）インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

第４（早期発見）

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

（１）児童一人ひとりのサイン、学級集団からのサインに敏感になるためのチェックシートによる教職員の自己点検を毎月一度行い、児童支援部会で情報共有する。
（２）日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
（３）学級アンケートを学期に一度実施する。
（４）教育相談の担当者から、いじめの当事者（含む保護者）やいじめ周辺者（含む保護者）等の情報を収集するとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。
（５）子どもの様子を見守るため、家庭チェックシートを配付し、学校と連絡を密に取る。

第５（いじめに対する措置）

いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

１．発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、児童支援部会で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

（１）いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
①事実確認　②レベルの判断　③対応の決定　④連絡機関の確認　　⑤担任の確認
（２）事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
（３）被害児童に寄り添い、支える体制づくりを整えるとともに、加害児童に対して継続的な指導を行う。
（４）好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
（５）いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
（６）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
（７）「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。

２．重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

（１）いじめにより被害児童・生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
（２）調査チームは、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
（３）必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

第６（解決から事後指導）

いじめの発生から「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。
①解決の報告　②校長のフォロー　③事後観察や聞き取り　（１週間後、１ヶ月後、３ヶ月後）

第７（その他）
　この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今　吹田から　未来（あす）のカを　生命（いのち）かがやき　ともにつながり　未来（あす）を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「今　吹田から　未来（あす）のカを　生命（いのち）かがやき　ともにつながり　未来（あす）を拓く吹田の教育」

基本目標１	基本目標２	基本目標３
総合的人間力の形成 ～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～	社会全体の教育力の向上 ～地域と協働しともに歩む教育～	豊かな教育環境の創造 ～豊かな学びを支援する教育環境～

人権教育の推進について

教育委員会では、平成１５年（２００３年）２月に「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ　　誰もが身につけたい人権感覚

こんなことできるようになりたいね！

- まずは、自分を好きになることから
- 相手の立場に立って考えること
- 自分の思いを相手にきちんと伝えること
- 解決するまでねばり強く取り組むこと
- 自分で決断し責任を持つこと
- ものごとを公平にみること
- ちがいを認め合いいい関係をつくること

東山田小学校の教育

❖ 学校教育目標

自分で考え判断し、最後までやりぬく子を育てる。
まわりの人と協力し、明るい未来を築いていく子を育てる。

【めざす子ども像】主体的に学び、考え、判断できる子
認めあい高めあいながら最後までやりぬく子
より良き明日を創造する子
心と体を大切にする子

【めざす学校像】　安心安全でいじめのない学校
わかりやすい授業で学ぶ楽しさのある学校
保護者・地域とともに歩む学校

❖ 学校の概要

所在地　　〒565-0802　大阪府吹田市青葉丘南１５番１０号
電　話　　０６－６８７６－８４０５　　Fax　０６－６８７６－８４１４
児童数　　９１９名　学級数３９（うち特別支援学級１２学級）　令和6年11月1日現在
１学年　１３２名（４学級）　２学年　１４２名（４学級）　３学年　１４６名（４学級）
４学年　１７２名（５学級）　５学年　１５５名（５学級）　６学年　１７２名（５学級）

❖ 学校のきまり

＜登下校＞

- 登校時間（8:00～8:20）を守る。
- 下校時刻 16：30（１１月～１月は 16:00）を守る。
- 学校できめた通学路を守り、寄り道をしない。
- 登校してから下校するまでは、学校から出ない。（忘れ物も取りに帰らない。）

＜学校生活＞

- 声に出して、気持ちのよいあいさつをする。
- 名札は左胸の見えるところにつける。
- 持ち物には必ず名前を書く。
- 学習に必要のない物は、持ってこない。
- 廊下や階段は右側を静かに歩き、遊ばない。ベランダを通らない。
- 特別教室・他教室・体育館・体育倉庫には勝手に入らない。
- 体育館の出入は両横を使い、体育館シューズをはく。
- チャイムや時刻を守る。

＜運動場＞

- 赤旗が立っている時は、運動場に出ない。
- サッカーゴールやバスケットゴールの台に乗ったりぶら下がったりしない。
- 業間休みや昼休みはボールをける遊びをしない。
- 下足ホールやコンクリート通路やスロープでは遊ばない。

＜校外生活＞

- 外へ出かける時は、行き先と帰る時刻を家の人に知らせてから行く。
- 校区外へ行く時は、家の人と行く。どうしても用事があって１人で行かないといけない時は、家の人の許可を得てから行く。
- 用がない時はお店に行かない。
- 交通ルールを守る。自転車は正しい乗り方をする。
- 人に迷惑をかけないように気をつけて遊ぶ。公園ではルールを守って遊ぶ。
- 危ない遊びはしない。池・川・田畑・駐車場・エレベーターなどで遊ばない。
- 知らない人について行かない。知らない人の車に乗らない。

❖ 日課表

月火木…基礎学習 水…読書 金…英語タイム ICT 活用タイム	8：30～ 8：45
第１時限目	8：45～ 9：30
休み	9：30～ 9：35
第２時限目	9：35～10：20
業間	10：20～10：40
第３時限目	10：40～11：25
休み	11：25～11：30
第４時限目	11：30～12：15
給食	12：15～13：00
休み	13：00～13：15
清掃	13：15～13：30
休み	13：30～13：35
第５時限目	13：35～14：20 水 13：15～14：00
休み	14：20～14：25
第６時限目	14：25～15：10
最終下校	2 月～10 月 16：30 11 月～ 1 月 16：00

※チャレンジタイム（５・６年）は
　水曜日に年間８回実施　（13:15 ～ 14:15）
※委員会活動（５・６年）は
　水曜日に年間１０回実施（13:15 ～ 14:00）

❖ 校章・校歌

校章制定　　昭和５６年（1981 年）７月７日

図案　谷脇幸枝（新芦屋在住）

市民の花であるさつきをデザイン化し、色は緑に囲まれた素晴らしい環境から新緑に

校歌制定　　昭和５７年（1982 年）３月１８日　　作詞　猪熊祥子　　作曲　島本洋子

東山田小学校　校歌

一　青葉の丘の　上に立つ
東山田の　まなびやに
のびのび育つ　わたしたち
太陽の塔が　よびかける
「どんな時にも　がんばって
明るく　強い子になれ」と
みんなの　みんなの夢のせて
そうだ　大きな虹かけよう

二　竹の葉音も　さやさやと
東山田の　まなびやに
すくすく育つ　わたしたち
千里の丘が　よびかける
「どんな時にも　力をあわせ
仲よくやさしい子になれ」と
みんなの　みんなの夢のせて
そうだ　世界に飛び立とう

❖ 年間行事

※令和６年度実施分

4月	入学式　始業式　対面式　離任式　６年全国学力・学習状況調査 ５・６年すくすくウォッチ　スポーツテスト　校外学習　授業参観・懇談会 ５・６年児童委員会・クラブ編成
5月	６年海洋体験学習　火災避難訓練　土曜参観　緊急時児童引き取り訓練 芸術鑑賞会　プール清掃　きょうだい班交流（他２回）
6月	プールびらき　個人懇談会　学校まつり　５年田植え　５年林間学習
7月	終業式　夏休み水泳学習
8月	夏休み水泳学習　始業式　夏休み作品展　プール参観
9月	たんぽぽ学級個人懇談会
10 月	校外学習　６年陸上大会　運動会
11 月	創立記念日（１５日）　校内音楽会　交通安全教室（１・４年）　５年稲刈り ６年修学旅行　PTA 給食試食会　５年非行防止教室
12 月	個人懇談会　耐寒駆け足　PTA あおばまつり　６年非行防止教室　終業式
1月	始業式　給食週間　地震避難訓練　マラソン大会　６年薬物乱用防止教室
2月	授業参観・懇談会　新１年生入学説明会
3月	６年生を送る会　卒業式　修了式

❖ チャレンジタイムのクラブと委員会活動

・運動系クラブ　タグラグビー　バスケットボール　卓球　バドミントン　ロープジャンピング
ソフトボール

・文化系クラブ　パソコン　イラスト・漫画　手芸　囲碁・将棋・オセロ　書道　切り絵
百人一首　アイロンビーズ　ペーパークラフト　室内ゲーム
消しゴムはんこ

＜委員会活動＞

児童会　理科　保健　給食　体育　環境整備　広報　図書　掲示　美化
栽培　放送

❖ 通知表（あゆみ）

「あゆみ」は、学期ごとにお子さまの学習状況や生活の様子などを保護者に連絡するものです。評価方法は、「絶対評価」といって、その児童の力が一定の学習目標に到達しているかどうかで評価しています。学習目標への到達度を児童、保護者、担任が共通認識し、次のステップへの課題を明確に示すためのものです。

１～２年生は「できた」「がんばろう」の２段階、３年生以上は「よくできた」「できた」「がんばろう」の３段階で評価します。教科は「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の３観点および項目別に評価します。

「道徳」「総合的な学習」「外国語」の評価は、活動や学習の過程、ワークシートやノート、発表や討論など様々な場面で見られる児童の学習状況や成果などをふまえて評価します。

令和６年度　吹田市立東山田小学校

iPad のルール

困ったことがあったら大人に相談しましょう。

ルールを守って大切に使いましょう。

ＩＤ・パスワードやパスコード

□自分の ID とパスコードやパスワードを人に教えません。
□人の ID とパスコードやパスワードをのぞきこんだり、教えてもらったりしません。
□他の人の ID とパスコードやパスワードを使ってログインをしません。
（法律で禁止されています。）
□パスコードの入力を3回間違えたときは担任の先生に相談しましょう。
（たくさん間違えると iPad が初期化されます）

学校

□決められた場所に保管しましょう。
□休み時間は、先生の許可を得て使用しましょう。
□持ち運ぶときは、落とさないように気を付けて運びましょう。
□持ち帰るときは、必ず**ランドセル**の中に入れます。

※落としたり、ぬれたりするとこわれます。

家

iPad は学習のために使います

貸し借りはしません

□**決められた場所**以外では使いません。
（公園やマンションのエントランスなども禁止です）
□使う時間についてお家の人と話し合い、必ずそれを守ります。
→**夜9時以降**はiPadを使いません。iPad の使用は**1時間まで**にしましょう。
□学習に関係のない動画は見ません。
→SNS、Web メール、クラウドサービス、動画投稿サイトは利用しません。
→Youtube を見るときはお家の人に確認しましょう。
※動画投稿サイトについては、学習に使用する場合に限って、閲覧(見ること)ができます。
□学習に関係のない写真や動画などのデータは保存しません。
（学校で写真フォルダを確認することがあります。）
□持ち帰り時のネットワーク接続は、自宅の Wi-Fi のみとします。
（外部のフリーWi-Fi には接続しないこと）

❖ 幼小中一貫教育

吹田市の教育施策の一つである幼小中一貫教育において、千里丘中学校ブロック（千里丘中学校・東山田幼稚園・東山田小学校・山田第二小学校・千里丘北小学校）では、以下のような児童・生徒間の交流や教職員研修を行っています。

これまで行ってきた主な活動及び取組

９月　年に１度、ブロック夏季合同研修を開催しています。幼稚園・小学校・中学校の全教職員が研修を通して学ぶほか、共通課題について交流し、共有する時間を設けています。

１１月　３小学校の５年生が親睦を目的に交流を行います。ドッジボール大会や大縄大会等の活動を通して、楽しい時間を過ごすことができています。

１月　持ち回りで学校公開を行っています。全学級の授業の様子を全教職員が知ることで、ブロックの児童・生徒の共通課題を把握します。

１月　３小学校の６年生が千里丘中学校に集まって、児童・生徒間の交流を深めること、中学生が持つ知識や技能にふれることで小学校の活動に活かすこと、中学校生活に対する不安を和らげ、前向きな気持ちで中学校入学を迎えられることを目的に、中学校の授業を体験した後、クラブ活動の様子を見学します。

過去の体験授業・クラブ見学の様子

子どもたちの健康のために

保健室から

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体測定をしたり、けがや病気をしたりしたときの応急手当などをしています。また、困ったこと心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

健康診断

学校保健安全法に基づいて４月から６月にかけて行われます。主な目的は次の３点です。

①からだがどれだけ大きくなっているかを知るため

②隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため

③健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は**「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」**と呼ばれるもので、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査し、異常や医療の必要性の有無を判断するものです。病院で実施するものではありませんので、専門的な診断等は行いません。

※健康診断には、ご家庭における健康観察の情報が重要です。多くの問診票や書類などを持ち帰りますが、記入もれのないようにして、期日までに提出してください。

※検査の日程・注意事項などは毎月の「保健だより」などをご覧ください。

※学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、変更することもあります。

☆ 入学までに、むし歯など治療が必要とわかっているものについては治しておいてください。

健康診断の実施項目及び該当学年

（●…全員　△…一部該当者　□…希望者のみ）

項目＼学年		保育園	幼稚園	小学校 1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
身体計測		●	●	●	●	●	●	●	●
視力検査		●	●	●	●	●	●	●	●
聴力検査			●	●	●	●		●	
内科		●※	●	●	●	●	●	●	●
眼科			●	●	△	△	△	△	△
耳鼻咽喉科			●	●	△	△	△	△	△
歯科		●	●	●	●	●	●	●	●
結核検診（問診及び診察）				●	●	●	●	●	●
尿検査	１次	●	●	●	●	●	●	●	●
	２次	△	△	△	△	△	△	△	△
心臓検診	１次			●					
	２次			△	△	△	△	△	△
	３次			△	△	△	△	△	△
脊柱側わん検診	１次			△	△	△	△	●	△
	２次			△	△	△	△	△	△
色覚検査				□					

※３歳以上

その他

- 二測定（身長、体重）　　… ９月、１月　全学年
  子どもの生活習慣病予防検診 …　５学年希望者

検診のお知らせ

　健康診断で病気の疑いが見受けられた場合は、「検診結果のお知らせ」「受診勧告書」などでそのつど連絡します。それをもってできるだけ早く医療機関を受診してください。
　受診後は、病院からもらう報告書を学校に提出してください。

わたしのけんこう

１学期に行う健康診断や身体測定の結果は、学期の終わりに用紙に印刷して、お渡しいたします。（左）
２学期以降は、身体測定の結果のみを印刷した用紙をお渡しいたします。（右）

わたしのけんこう

学校名	吹田市立東山田小学校				
学年・組・番号	«年組番号»				
名前	«氏名»				
身長・体重	１学期	身長	«身長１»	体重	«体重１»
結核検診	«結核»				
内科検診	«内科»				
運動器検診	«運動器»				
心臓検診	«心臓»				
眼科検診	«眼科»				
視力検診	右	«視力_右裸眼１»（«視力_右矯正１»）	左	«視力_左裸眼１»（«視力_左矯正１»）	
耳鼻科検診	«耳鼻科»				
聴力検査	右	«聴力_右»	左	«聴力_左»	
歯科検診	むし歯	«むし歯１»			
	その他病気	«その他の病気１»			
尿検査	«尿»				

・「／」は異常なしを表しています。
・視力検査の（　）内は矯正視力を表しています。
・聴力検査１・２・３・５年生のみが対象です。聞こえなかった音を記載しています。
・この用紙は学校での回収はありません。ご家庭で保管してください。

わたしのけんこう（身長・体重）

学校名	吹田市立東山田小学校				
学年・組・番号	年　組　番				
名前					
身長・体重	１学期		cm		kg
	２学期		cm		kg
	３学期		cm		kg

この用紙はご家庭で保管してください。（学校に持ってくる必要はありません）

けがや病気のときは？

学校では安全管理に特段の配慮をはかっていますが、お子さまが不慮の事故等でけがをした場合、けがの大きさにより医師による治療を受けることがあります。

病院に連れて行く前に保護者（安全カードに記載の連絡先）の方へ連絡をしますので、勤務先など異動があった場合は速やかにお知らせください。

お子さまには、学校管理下でけがをしたときに、すぐに担任またはけがをした時間の担当の教職員に申し出るようご指導ください。また、学校でのけがでおうちから医療機関を受診することがあった場合は、翌日担任までお知らせください。災害制度の手続きについては後日お知らせします。

❖ けがをしたとき

学校で起きたけがについては … 保健室で応急手当を行い、

①その後の経過観察をします。（状態により学校または家庭で）

②医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。

※保健室ではその日学校で起きたけがに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

❖ 病気になったとき

身体や生活の様子、教室での様子などから症状の程度および要因を判断し、

①教室での授業が可能であると認められる場合は、教室に帰し担任が経過観察をします。

②しばらく保健室で安静に休ませ、経過を観察します。

その後も身体症状がよくならない場合は、担任または養護教諭より保護者の方に連絡をとり、保護者の方にお迎えに来ていただいて、一緒に下校します。

※保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。したがって病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご承知おきください。

お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談ください。一緒に考えていきたいと思います。

❖ いつでも連絡が取れるように

子どもの事故はいつ起こるか予測がつきません。何かあったら必ず保護者の方に連絡をしていますので、安全カードには必ず連絡の取れる電話番号をお書きください。

❖ 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことを目的とするものです。

センターに加入すれば、学校管理下でのけがで医療費がかかった場合、自己負担額と治療費の一部が支給されます。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則としています。加入にかかる掛金は保護者と吹田市が等分して負担します。

欠席および遅刻・早退の際の連絡方法

病気や家の都合で欠席および遅刻・早退する場合は、必ず学校に連絡してください。

早退の際には保護者の方のお迎えをお願いしています。安全上、児童だけで下校させることはできませんのでご理解ください。

連絡の際には、できるだけさくら連絡網のアプリをご活用ください。

また、次のような場合は欠席扱いになりません。

①学校感染症にかかったとき（出席停止）

第１種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、
マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、
中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ

第２種　新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎
（おたふくかぜ）、風疹、水ぼうそう、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第３種　腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、
腸チフス、パラチフス

※病気が治り、医師の許可が出たら登校できます。診断書や登校許可証は不要です。

②臨時休業（学級閉鎖）になったとき

感染症予防上必要がある場合に行います。（４日程度）

③親族の忌引

父母…１０日以内　　祖父母…５日以内　　曽祖父母…３日以内

兄弟姉妹…５日以内　　伯叔父母…３日以内　　従兄弟姉妹…１日以内

なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算することができます。

安全カード

このカードは、お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。これに、かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などについて書いていただきます。

安全カードは、学校から緊急に医療機関を受診する際に持参します。保険証番号をご記入いただきますが、これは医療機関にて保険証が提示がされるまでの参考とするものです。保険診療を受けるためには、保険証等の原本提示が必要です。安全カードは学校で厳重に保管し、プライバシーの保護に努めます。

<u>なお、提出後、自宅や緊急連絡先等の電話番号が変わった場合は、速やかにお知らせください。</u>。

保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえない場合があります。病院受診の連絡があった場合、お子さまの不安を軽減するためにも、速やかに受診病院へお越しください。

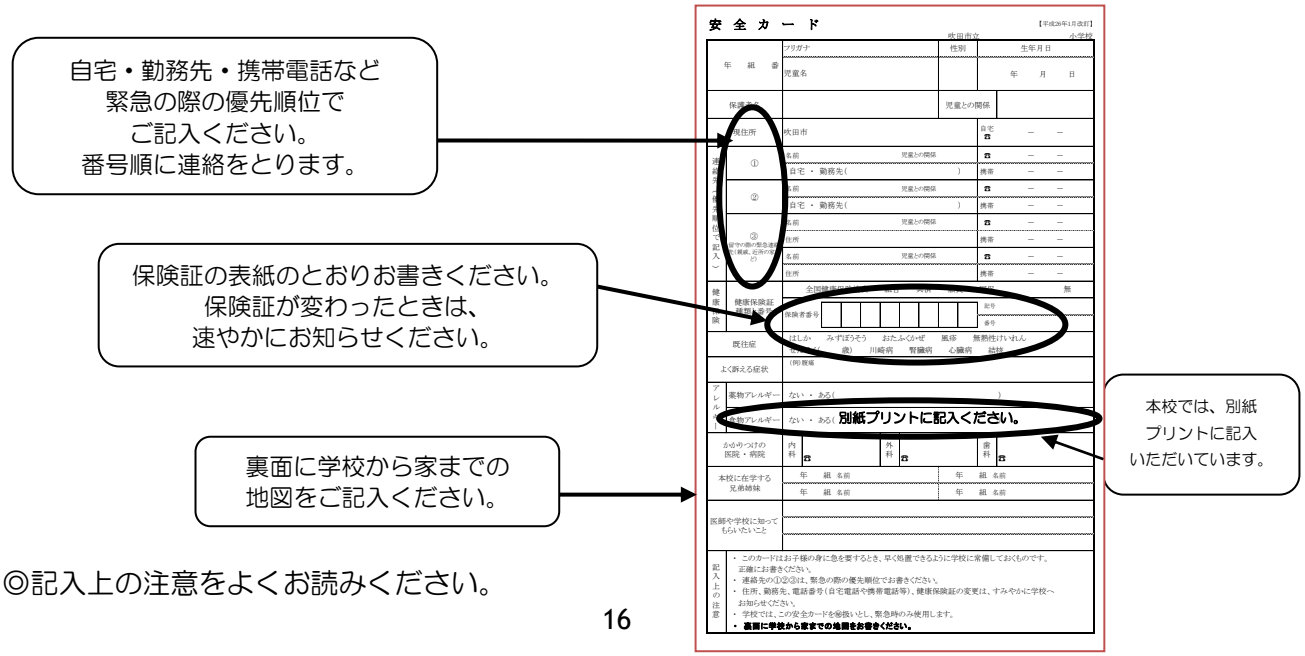

◎記入上の注意をよくお読みください。

給食室から

❖ みんなで楽しいランチタイム

子どもたちは、給食の時間をとても楽しみにしています。お友だちや先生と一緒に給食を食べることで、友だちの輪が広がったり、今まで食べられなかったものが少し食べられるようになったり、家庭の食事だけでは味わえない楽しみがあります。

献立には、旬の食材をとり入れたものや、伝統的な行事にまつわる食事などもあり、お昼ごはんの役割だけでなく、食文化やバランスの良い食事など多くのことを学びます。

学校では、苦手なものを無理に食べさせたり、全員に同じ量を食べさせたりすることはありません。食べられる量を食べきる指導をしています。好き嫌いを減らす指導についても、家庭と連携をとりながら進めていきます。

毎月、学校給食予定献立表は、吹田市教育委員会保健給食室のホームページに掲載されており、きゅうしょくだよりはご家庭に配布しています。お子様とご覧いただき、給食や食に関することを話題にしてみてはいかがでしょうか。そして、給食に関心を持ち、一日も早く給食に慣れ、楽しみな時間になってくれることを願っています。

＜学校給食予定献立表＞
一ヶ月の予定献立と分量をお知らせしています。
裏面には、アレルギーの対応に関するお知らせ・献立紹介などを掲載しています。

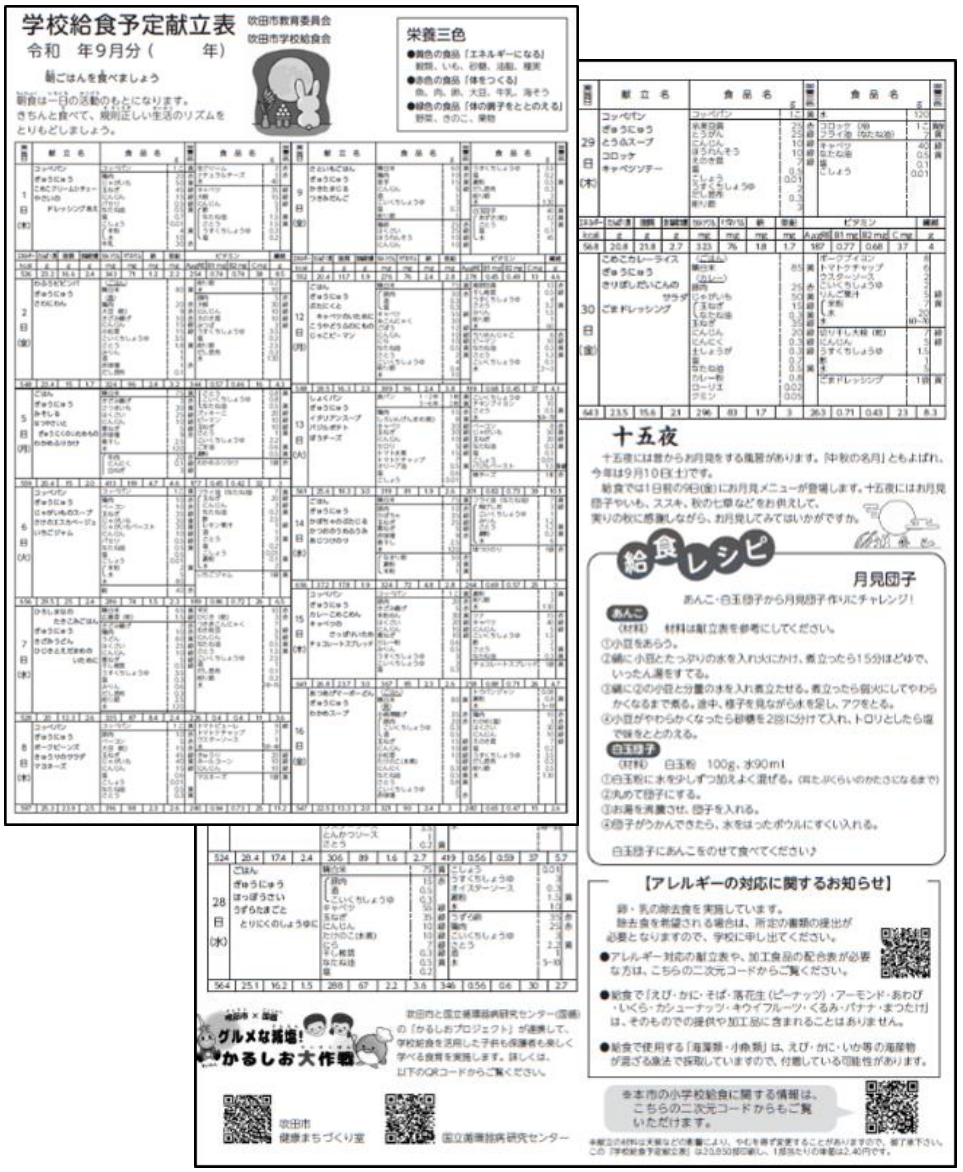
学校給食予定献立表
吹田市教育委員会
吹田市学校給食会
令和　年9月分（　　年）
朝ごはんを食べましょう
栄養三色
十五夜
給食レシピ
月見団子
【アレルギーの対応に関するお知らせ】
かるしお大作戦

きゅうしょくのおしらせ
9月27日(月)
ぶたキムチごはん
ぎゅうにゅう
たまごスープ
にんじんのレモンふうみ
豚キムチごはん
クイズ
「はくさい」は、えいようさん色では何色の食べもののかな？
①き　②あか　③みどり

＜きゅうしょくのおしらせ＞
当日のメニュー紹介や食材に関する話など、給食にまつわるものを題材にした「きゅうしょくのおしらせ」を教室に掲示し、食育に活用しています。

❖ 給食の内容

献立は１ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成委員会で決定しています。主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。

①学校給食摂取基準をみたすこと②食品衛生上安全であること③児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にすること④多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れること、⑤野菜、肉類はすべて国産のもので、可能な範囲で有機野菜も使用すること、の５つを心がけています。

全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- 米飯は週４回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- パンは週１回で、無漂白の小麦粉を使用しています。糖分、脂肪分をおさえたものが基本です。飽きがこないように10種類程度のパンがあります。
- 牛乳は、ストローレス紙パック入りの普通牛乳を使用しています。
- 栄養について、学校給食摂取基準をもとに、家庭の食事で不足しがちな栄養量を補えるように考えています。

❖ 給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

❖ 食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

・卵、乳、小麦の一部の除去食　　＊代替食調理の対応はしていません
・欠食、代替食持参の対応
・加工食品の原材料配合表、食物アレルギー確認用予定献立表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。

対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

<u>食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもってできるだけ早く学校へご連絡ください。</u>

＊吹田市では「そば・ピーナッツ・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ・やまいも」の 13 品目は、そのものでの提供や加工品に含まれることはありません。さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、<u>給食の配慮に関しての書類一式の提出は不要</u>です。ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」に必ずご記入いただき、別途ご相談ください。

また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出下さい。

＜おねがい＞家庭での食事について

・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
・朝食はきちんと食べましょう。
・野菜をしっかり食べましょう。
・食べず嫌いの子どもが増えています。いろいろな食品を使いましょう。

事務的なこと

≪保護者にご負担いただく費用について≫

学校教育において保護者にご負担いただく費用として、「学校給食費」と「学校徴収金等」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・PTA 会費）があります。

学校給食費は、吹田市が納入金額を決定します。学校徴収金等は、各学校で購入する教材等を決めるため、校長が納入金額を決定します。

学校給食費は吹田市に、学校徴収金等は吹田市教育委員会に、それぞれ口座振替(自動払込)により納入していただきます。（学校に現金を持参しても納入できません。）

❖ 学校給食費について

➢ 学校給食費の納期

期別	給食実施月	口座振替日（納入期限）	再振替日
７月期	４～ ６月分	７月２５日	８月１５日
１０月期	７～ ９月分	１０月２５日	１１月１５日
１２月期	１０・１１月分	１２月２５日	１月２１日
２月期	１２・１月分	２月２５日	３月１５日
４月期	２・３月分	４月 ５日	４月２５日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➢ 学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×１食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の 10 日前までに通知します。１食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

＜学校給食費の納入金額の例＞（令和６年度の１食単価での試算）

給食実施回数が、４月が７回、５月が２０回、６月が２１回の場合

７月期の学校給食費は、計４８回 × ２５１円 ＝１２,０４８円

➡７月１５日までに納入金額を通知。７月２５日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は、吹田市が負担します。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

❖ 学校徴収金等について

➢ 学校徴収金等の納期

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
第１期	５月２５日	６月１５日
第２期	６月２５日	７月１５日
第３期	９月２５日	１０月１５日
第４期	１１月２５日	１２月１５日
第５期	１月３１日	２月２０日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➢ 学校徴収金等の納入金額

１年間に必要な金額を第１期から第５期までの５回に分けて納入していただきます。令和６年度の目安は次のとおりです。（詳細は４月下旬にお知らせします。）

① 教材費　　約 22,000 円（学年により異なります。）

② 積立金（５・６年生のみ）　　５年生 30,800 円　６年生 30,000 円

③　日本スポーツ振興センター掛金　460 円
④　PTA 会費　　１家庭につき 3,600 円（年額）
※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は取扱金融機関により異なります。）

銀行名 / 手数料	池田泉州銀行	北おおさか信用金庫	三井住友銀行	ゆうちょ銀行(郵便局)	りそな銀行
口座振替手数料	11 円	55 円	11 円	10 円	11 円

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。その際は所定の手数料（５万円未満の窓口払いの場合２０３円）が必要です。

❖ 学校給食費・学校徴収金等の口座振替について

➢ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）
・池田泉州銀行　　・北おおさか信用金庫　　・三井住友銀行
・ゆうちょ銀行（郵便局）　　・りそな銀行

➢ 口座振替の申込手続
（１）取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。
（取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）
（２）① Web での申込み方法（池田泉州銀行は Web 申込みできません）
吹田市公式ウェブサイトの申込みページ（トップページ ＞ 子育て・教育 ＞ 学校 ＞ 学校徴収金等 ＞ Web での口座振替の申込み）を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。（右の二次元コードからもアクセスできます。）
② 書面での申込み方法
所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。（金融機関の窓口にはありません。）

➢ 口座振替申込みの注意点
- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 「学校給食費」と「学校徴収金等」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替の申込みはそれぞれについて必要です。Web での申込みの場合は「小学校給食費」と「学校徴収金等」の２回の申込み（入力）が必要です。書面での申込みの場合は、２種類の口座振替依頼書の提出が必要です。
- 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

❖ その他

➢ 口座振替は、一度申込みをされると、「学校給食費」は小学校卒業まで、「学校徴収金等」は中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続」を参照のうえ、変更後の口座につき改めて Web 申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご留意ください。

➢ 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続をお待ちください。

教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。２学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

また、使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、３月中の転出は給付されません。

教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使用しています。（費用は吹田市が負担）

転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、給食費等の精算を行います。校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。連絡帳で結構です。

転校手続きの流れ

①市役所市民課または出張所で転出届けを出します。（市内転居の場合は転居届）
　吹田市外は転居予定日の約２週間前から受付
　吹田市内の場合は転居後１４日以内に届け出

②窓口で発行された「転学(出)通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。
　市内転居の場合は「転学(出)通知書（赤色で印刷）」「転入学通知書（黒色で印刷）」の２種類発行されますのでご注意ください。

③本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。

④転出先の市役所等で転入届を出します。（市外転居のみ）
　窓口の案内に従って手続きします。

⑤転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

区域外就学・就学先変更

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。

提出書類の書き方

❖ **安全カード**　（詳細は１６ページ）

安全カードは、お子さまのけがなどで緊急を要する場合、できるだけ早く処置できるように学校に常備しておくものです。（毎年提出していただきます）

記入に際して、特にご注意いただきたい緊急連絡先欄①②③は、連絡時の優先順位でお書きください。なお、連絡先に変更がありましたら、至急ご連絡ください。

❖ **児童調査票**

児童調査票は、学校側がお子さまの状況を十分に把握するためのものです。ご家庭での様子などについてお書きください。

就 学 援 助 費 制 度 に つ い て

吹田市立の小中学校に就学しているお子さんがいるご家庭で、制度の認定条件を満たす方を対象に、学用品費、校外活動費などの学校で必要な費用を援助しています。

認定には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは２～３月に配布する「令和７年度（２０２５年度）就学援助費　申請のお知らせ」をご覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間｜**令和７年４月１日（火）～５月２５日（日）ただし窓口受付は５月２３日（金）まで**

※ 一斉受付期間後も令和８年３月３１日まで随時申請を受付けますが、申請を受付けた月からの月割支給（減額措置）となります。なお、３月の申請は、原則修了式までにお願いします。

① 電子申請｜吹田市ホームページから２４時間申請が可能です！

② 郵送申請｜学務課にご提出ください。消印日をもって申請日とします。

必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。

宛先：〒564-0027　吹田市朝日町３番 402 号

吹田市教育委員会　学務課　就学援助担当

▲就学援助 HP

③ 窓口申請｜平日の午前９時から午後５時３０分まで

場所：吹田市教育委員会　学務課（吹田市朝日町３番 402 号 吹田さんくす３番館４階）

医 療 券（医 療 費 援 助）交 付 に つ い て

就学援助費を申請し、認定となった世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより（生活保護世帯は医療券のみ使用）医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電子申請し、医療券の発行を受けてください。

詳しくは就学援助ホームページをご覧ください。

受診科	医療券の対象となる疾病
眼科	トラコーマ・結膜炎（アレルギー性は対象外）
皮膚科	白せん、かいせん（水虫）、膿かしん（とびひ）
耳鼻科	中耳炎（急性、慢性、滲出性を問わず）、アデノイド 慢性副鼻腔炎（急性、アレルギー性鼻炎は対象外）
歯科	う歯（虫歯）健康保険診療範囲内。歯磨き指導等の予防処置は対象外
その他	寄生虫病（虫卵保有を含む）

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和７年４月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の３月に支給します。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

新小学校１年生

申請期間｜**令和７年２月１日（土）から２月２８日（金）ただし窓口受付は２月３日（月）から**

詳しくは、令和７年１月末頃に、新入学説明会の案内に同封してあらためてご案内します。

新中学校１年生

中学校の新入学生徒学用品費については、小学校６年生時の就学援助費３月分に加算して支給します。就学援助受給認定世帯が対象です。

◆お問合せ先： 吹田市教育委員会 学務課　電話 ０６－６１５５－８１９６（直通）

災害時の対応

＊非常災害時は学校に電話がつながりにくくなることが予想されます。学校への電話によるお問い合わせはお控えください。
＊日常から各ご家庭において、「どこに避難すればよいか」「どこで待ち合わせをすればよいか」を話し合っておいてください。

吹田市または吹田市を含む北大阪に暴風警報または大雨特別警報が発令された場合	
午前７時現在	登校はせず、自宅で待機してください。
午前９時までに解除された	安全に気をつけて登校します。
午前９時を過ぎても解除されない	学校は臨時休業となります。
登校時間中または授業中に発令	学年または全校での一斉下校の措置を講じます。

※大雨警報や洪水警報では学校は臨時休業にはなりません。通常どおり授業を行います。

吹田市または吹田市を含む北大阪に震度５弱以上の地震が発生した場合 （震度５弱で吹田市に災害警戒本部、震度５強以上で災害対策本部が設置されます。）	
児童の登校前	学校は臨時休業になります。各ご家庭で安全確保に努めてください。
登校途中	建物のそばなど危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、安全に気をつけて登校します。
登校後・授業中	教職員の指示に従い、運動場に避難した後、保護者の方にお迎えに来ていただきます。お迎えが来られるまでは、原則として児童は学校で待機します。
下校時	危険な場所を避け、安全に気をつけて下校します。

緊急時における児童の下校について

レベル	事案	下校方法	保護者の方	放課後育成室
1	・校区または近隣校区において、不審者の目撃情報あり	学年一斉下校 （職員の引率・見守り）	可能な範囲で通学路の見守り	通常どおり開室 下校時は指導員が引率
2	・校区または近隣校区において、脅迫、事件、事故等が発生	全校一斉下校 （職員の引率・見守り）		
3	・校区において凶悪な事件が発生 ・授業中に暴風警報または大雨特別警報が発令	児童は学校に待機 教職員による保護者への確実な引き渡しの後下校	児童の引き取りのため来校	児童は保護者の方が引き取りに来るまで待機
4	・校内における不審者の侵入 ・震度５弱以上の地震が発生			閉鎖

児童の安全確保に対する対応と取組

来校の際には、名札（保護者証）を着用されますようにお願いします。名札はＰＴＡより各家庭２枚配付されます。児童の安全に係る緊急事態（不審者の目的情報等）は、まず吹田警察へ一報のうえ、学校へもご連絡ください。本校では、近隣の幼小中高と連携を取って、情報を迅速にお知らせします。

学校・・・名札の着用　緊急ベル（各教室）不審者対応避難訓練　地震・火災避難訓練
ＰＴＡ・・校区内パトロール　GEKO パト隊　TOKO パト隊　パトロールワッペンの配付
地域・・・登校時のパトロール　親子防犯教室　こども１１０番の設置　青色パトカーによる見守り
吹田市・・警備員の配置　防犯警備協力員（キッズセイバー）
大阪府・・セイフティーサポーター隊　府警ホットライン　吹田警察署によるパトロール

学校からのメール配信について（さくら連絡網）

令和５年度より吹田市立全小・中学校では、欠席および遅刻早退連絡用アプリ「さくら連絡網」を導入しています。さくら連絡網には学校からのメール配信機能（無料）が付属しており、急な行事の変更や臨時休業など、学校から保護者の方への迅速かつ確実な情報発信の際には、このさくら連絡網を通じてお知らせします。児童が複数在籍しているご家庭であっても、児童１人ずつの登録が必要となります。登録作業およびさくら連絡網のスムーズな運用にご協力くださいますようお願いします。

また、各ご家庭で株式会社ミマモルメと契約し、お子様の校門通過情報を保護者の方がメールで受け取ることもできます。（別途案内参照）

「安まちメール」（大阪府警察情報提供ネットワークシステム）

登録するには「touroku@info.police.pref.osaka.jp」へ空メールを送信。
ひったくりや子どもの被害等、犯罪から身を守るために必要な『犯罪発生情報』『防犯対策情報』を警察署から電子メールでリアルタイムにお知らせするものです。身近で必要な地区を選択することをお勧めします。
登録方法については、大阪府の広報や、大阪府警察本部 府民安全対策課　06-6943-1234 内線 34462 番　までお問い合わせ下さい。

その他

太陽の広場

吹田市では水曜日の放課後、いつもの下校時刻と同じ１６時３０分（１１月～１月は１６時）まで、児童が校庭で遊ぶことができます。

留守家庭児童育成室　（のびのび学級　電話０６－６８７５－２９９２）

吹田市では、保護者が仕事などで保育できない１～４年生の児童を対象に、市内全ての小学校区内に留守家庭児童育成室を設置し、児童の健全育成を図っています。
開室日・開室時間
月～金曜日：放課後～午後５時
小学校の休業日（代休日、長期休業日等）：午前８時３０分～午後５時
延長保育：午後６時３０分まで
第４土曜日：午前８時３０分～午後５時（延長保育なし。祝日の場合は休室）
休室日
土曜日（第４土曜日除く）、日曜日、祝日、国民の休日、年末年始、年度最終日
吹田市教育委員会地域教育部放課後子ども育成室　電話０６－６３８４－１５９９

ボランティア

吹田市では、ボランティアで学校を応援してくださる方にご登録いただく「エス・ネットプラン」があります。詳しくは学校までお問合せください。

学校開放　～運動場や体育館が使えます～

吹田市では全ての小中学校で、夜間と休日に施設開放を行っています。団体への開放とだれでもが参加できるスポーツ教室などがあります。申し込みなど詳細については、東山田地区体育振興会にお問い合わせください。

❖ **本校で開かれているスポーツ教室**

グラウンドゴルフ・ソフトバレーボール・歩こう会・カーリンコン・スプラッシュボール・小学生陸上教室・ダンス・ソフトテニス・スローイングビンゴ

学校以外の教育相談窓口

お子さまについて、困ったことは何でも学校に相談してください。でも学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも教育相談窓口があります。

吹田市立教育センター　吹田市佐竹台１丁目６－３　吹田市総合防災センター９階
℡ ０６－６１７０－１５７９

来所相談・電話相談　いじめのなやみ相談室　スクール・セクシュアル・ハラスメント相談
出張教育相談（相談員が定期的に学校にて相談を承ります）不登校児童・生徒支援事業

青少年活動サポートプラザ
ぷらっとるーむ吹田（夢つながり未来館 2F）　吹田市山田西４丁目２−43
℡　０６−６８１６−８５３４
月曜日～土曜日 午前 10 時～午後 10 時
日曜日・祝日 午前 10 時～午後６時

大阪府吹田子ども家庭センター　吹田市出口町１９－３　℡ ０６－６３８９－３５２６
養護相談　心身障害相談　非行相談　健全育成相談　その他の相談

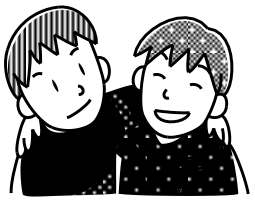

ＰＴＡ活動

　ＰＴＡは児童の保護者と教職員で構成された任意団体です。保護者と教職員が協力して子ども達の健やかな成長を願い、生活面や教育面で環境を整えるよう活動しています。

東山田小学校ＰＴＡの要覧

1.	本会の目的	児童の保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的としています。
2.	本会の活動	⑴保護者と教職員が協力し合い、活動するよう努めています。 ⑵ 児童の生活指導と福祉の向上に協力しています。 ⑶ 教育環境の整備と充実に協力しています。 ⑷ その他、目的を達成するために必要な活動をしています。
3.	会員資格	児童の保護者及び教職員。
4.	会費	会員１家庭につき月額 300 円。
5.	会計(運営)年度	毎年４月１日より翌年３月 31 日まで。
6.	役員及び会計監査	会長１名、副会長３名、書記１名、会計１名、会計監査２名 教職員部より書記１名、会計１名

組織および活動内容の概要

1.	総会	全会員で構成する本会の最高議決機関です。 定期総会は年２回開催します。 臨時総会は下記運営委員会が必要と認めた時、又は会員の３分の１以上の要求があったときに開催します。 総会は会員の５分の１以上の出席がなければ、その議事を審議し、議決することができません。ただし、委任状をもってこれに代えることができます。 総会の議決は、出席者の過半数の同意が必要です。
2.	役員会	会長、副会長、書記、会計、学校長、教頭で構成し、ＰＴＡ活動について協議します。又、運営委員会に諮る議案を討議しています。
3.	運営委員会	役員と教職員部、各部部長、副部長、委員長で構成し、年 10 回定例会議を開催します。各部会によって立案された活動計画を討議、承認し、又は総会に提出する議案について協議します。会計監査は必要に応じて出席します。
4.	その他	ＰＴＡでは運動会や音楽会など、学校行事(保護者が参観可能なもの)の運営に協力しています。各行事の際、保護者の皆様が円滑に気持ちよく参観できるように、案内やパトロールを行っています。 詳しくは別途ＰＴＡ規約をご覧ください。

役員および委員の選出について

役員　　前年度中に会員の立候補、推薦により選出され、総会で承認を受け就任します。
委員　　前年度中に会員の立候補により選出されます。新入生は入学後に選出されます。

あおばまつり について

毎年 11 月頃 に PTA が企画してあおばまつりを開催しています。ＰＴＡ会費で賄うため、児童の参加費は無料です。多くの児童が楽しみにしています。詳しくは後日案内を配付します。

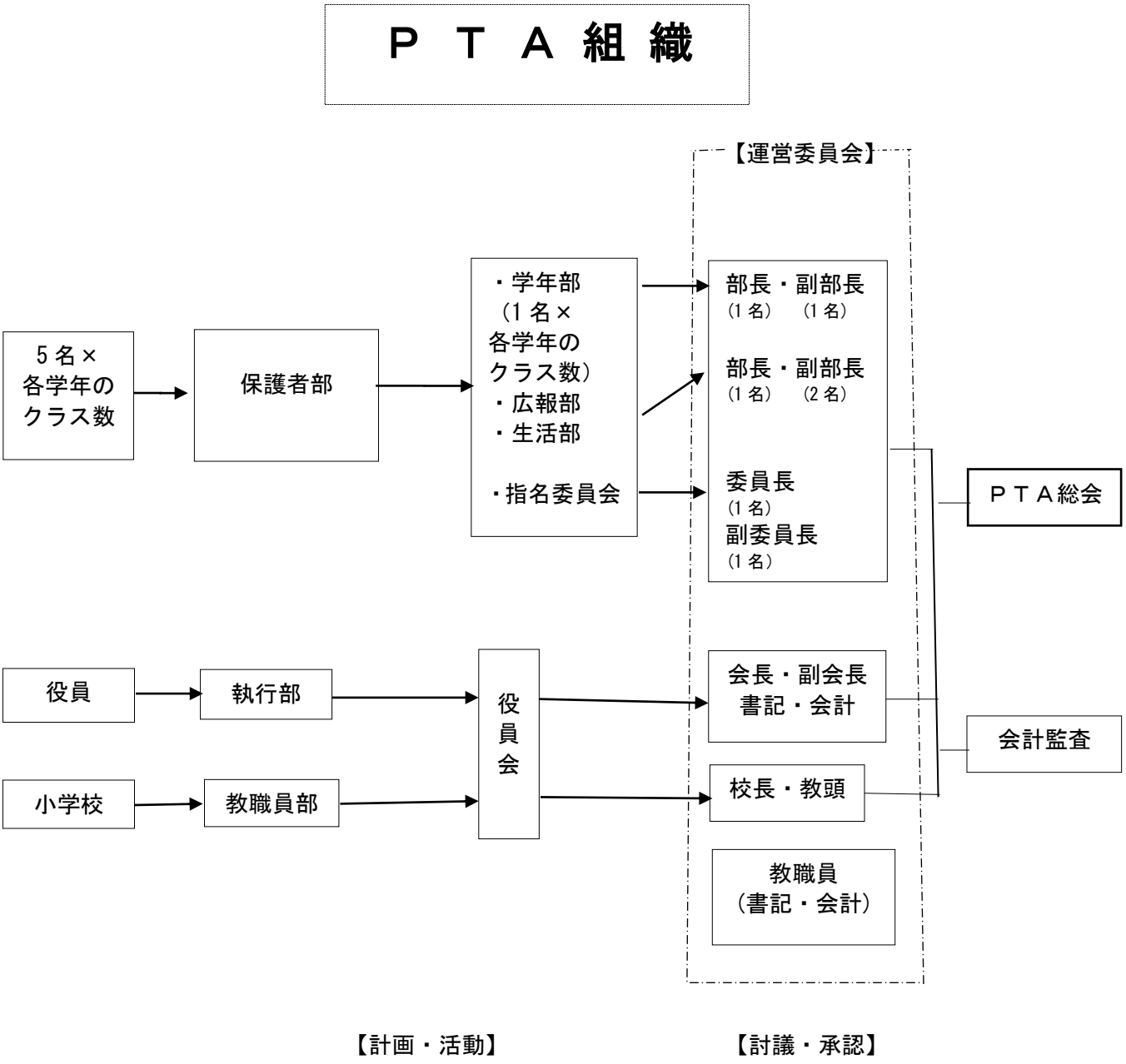

活動内容　　**令和６（２０２４）年１１月現在**

執行部	会長、副会長、書記、会計、会計監査で構成されており、学校と協力してＰＴＡの運営をしています。 各部委員会が有意義な活動ができるようにサポートし、ＰＴＡだよりの作成、事務処理や会計処理等も行います。 その他、地域や市などの会議や催しに参加協力し、情報交換を行っています。	
教職員部	執行部との役員会 運営委員会、ＰＴＡ委員総会、ＰＴＡ総会に出席 本校教育の推進の為、教職員研修を実施 地域行事（市民体育祭）への参加	
	各委員	部長　副部長 委員長　副委員長
各部共通	○ あきまつり出店 （ＰＴＡは 1 または 2 ブース出店　各部より担当者選出） ○ あおばまつり ○ 運動会の手伝い ○ 校内音楽会手伝い(各部より担当者選出)	○ 運営委員会に出席 (10 回/年)活動報告等 ○ 運営委員会資料作成 ○ ＰＴＡ総会 （書面開催 2 回/年） ○ 部委員名簿等個人情報の管理
学年部	**○ 全委員参加の活動内容** ① 参観・学校まつりの名札受付・回収、ＰＴＡ総会の受付(1 回/年) ② ベルマーク自宅作業(年に 8 回を全員で分担) ③ 運動会の受付・パトロール(プログラム 2 競技分程度) **○担当制の活動内容** **＜ベルマーク班＞** ① ベルマーク自宅作業 ② ベルマークだより発行(1-2 回/年) ③ ベルマーク備品購入(不定期) ④ ベルマーク集計、カートリッジ発送準備、テトラパック回収準備 （平日に数時間ほど学校で作業） **＜行事班＞** ① あきまつり大会出店担当 ② 1 年給食試食会企画・運営(11 月頃) ③ 1・4 年生交通安全教室手伝い(1 回/年) ※ ①～③は班長・副班長が分担して行事毎のリーダーを務め、会議や打合わせに出席する。準備と当日運営は班全体で活動	○ 学年部活動における執行部との調整 ○ 活動の当番表作成 ○ あきまつり出店 ○ 進級祝品の準備

広報部	○ 広報誌「あおば」の発行(2 回/年　学期毎) ○ 吹田市ＰＴＡ広報部会への参加(2 回/年) ○ 吹田市新聞コンクールへの出展 それぞれの班に班長・副班長を置き、学校や業者との窓口を務める	○ 広報部活動における執行部との調整
指名委員	○ 次年度執行部役員選出	○ 指名委員活動における執行部との調整
生活部	**○ 全員参加の活動内容** ① 一斉下校時の付き添い(2 回/年) ② 運動会パトロール（1 回/年） ③ 朝の安全指導(1～2 回/月）月・木 ④ 地区パトロール（1 回/月） ペアを組み指定地区の通学路を歩いてパトロール ⑤太陽の広場の手伝い(2 回/年) 水曜日に開催される太陽の広場で「フレンドさん」として子ども達の見守りを行う **○担当制の活動内容** （生活部会で担当決定） ①「こども 110 番の家」運動 ② とびだし君等注意看板の点検、製作、設置 ③ 安心安全マップの作成 ④ 各種ボランティア募集呼びかけ・管理 ⑤ あきまつりパトロール ⑥ 学校開放手伝い ⑦ 他団体主催講演会等への参加	(会議等の出席が多いため全員参加の活動は免除) ○ 生活部活動における執行部との調整 ○ 生活部だより作成 ○ 吹田市ＰＴＡ生活部会等連絡会へ出席(2 回/年) ○ その他東山田地区で行われる講演会・会議等に出席(3～4 回/年)

東山田小学校区域図及び通学路

A･･･西松屋方面
B･･･三保ヶ池方面
C･･･アリスト方面
D･･･ソフィア方面
E･･･プラウド方面
F･･･清水方面

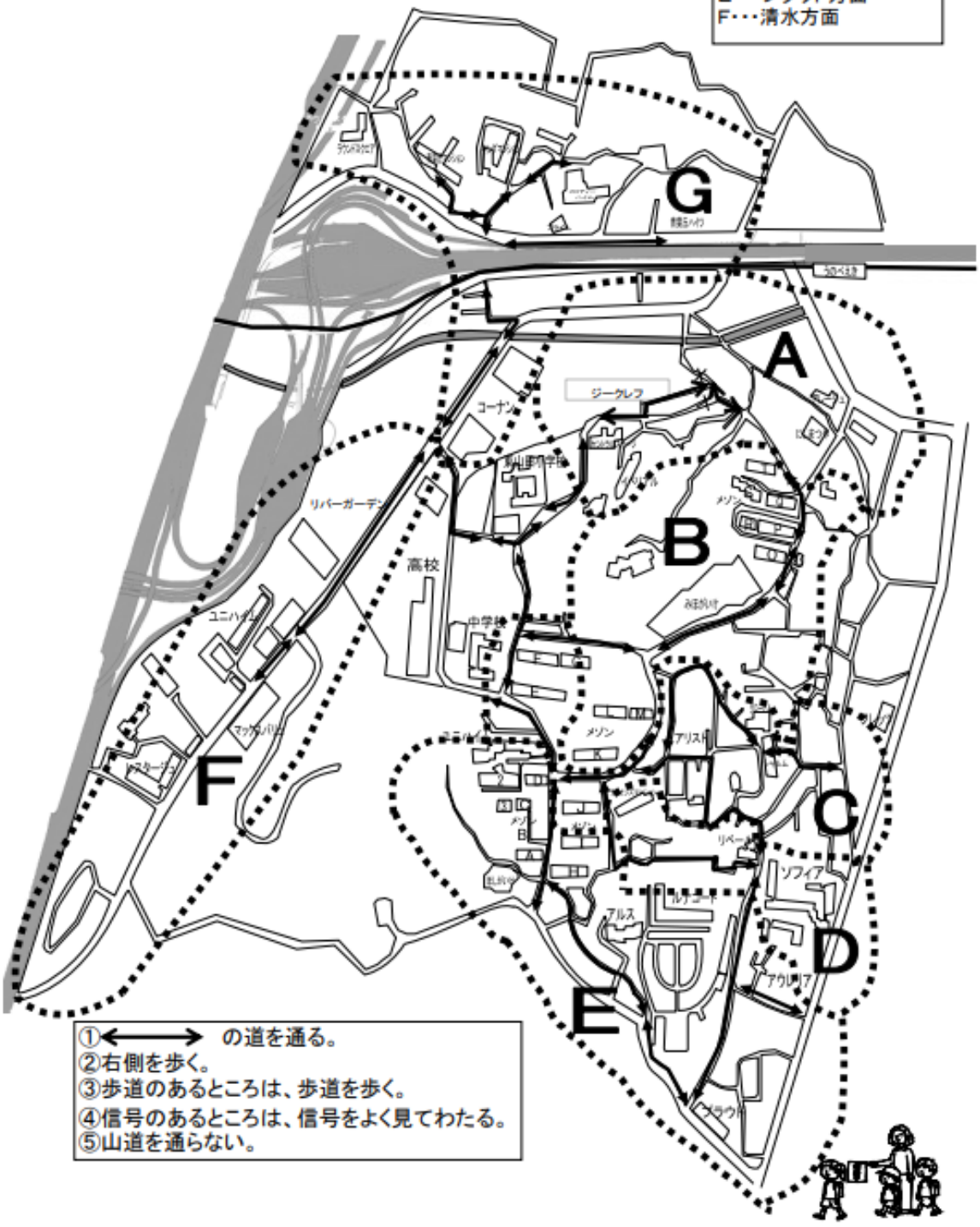

①⟷の道を通る。
②右側を歩く。
③歩道のあるところは、歩道を歩く。
④信号のあるところは、信号をよく見てわたる。
⑤山道を通らない。

東山田小学校の歴史

昭和 56.4.1 1981　吹田市青葉丘南 15-10 地に開校

昭和 56.4.7 1981　開校第 1 回入学式（男子 100 名・女子 103 名）

昭和 56.7.7 1981　校章制定

昭和 57.3.18 1982　校歌制定

昭和 58.11.30 1983　南校舎 4F 増築

昭和 59.3.23 1984　中庭環境整備完了

平成 6.12.25 1994　低学年図書室・多目的室・コンピュター室完成

平成 9. 4.1 1997　第 1 回吹田市小・中学校連携委嘱校

平成 12. 2.1 2000　養護教室シャワー室設置（現在の支援学級）

平成 12.10.1 2000　情報処理設備入れ替え（コンピューター更新）

平成 20.12.1 2008　校舎防水改修工事完了（北校舎）

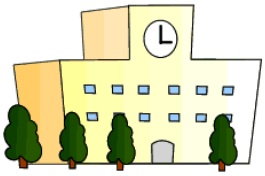

平成 21.4.30 2009　プール改修工事完了

平成 21.8.31 2009　校舎防水改修工事完了（東校舎）

平成 22.11.20 2010　創立 30 周年記念式典挙行

平成 23.8.31 2011　体育館耐震工事完了

平成 25.9.30 2013　校舎耐震工事完了

平成 26.8.17 2014　エアコン設置工事完了

平成 26.8.24 2014　運動場プレハブ校舎完成

平成 27.4.1　2015　教育課程特例校（1 年生より外国語活動導入）

平成 28.8.24　2016　南校舎改修工事完了

平成 29.5.10　2017　中庭に学童保育室完成

平成 29.8.24　2017　南校舎トイレ　北・東校舎普通教室・支援教室大規模改修

職員下足、新会議室（東棟 1 階）完了

平成 29.11.22 2017　東校舎トイレ改修工事完了

平成 30.8.24 2018　職員室改修工事完了

平成 31.3.12 2019　ビオトープ改修「東山田庭園」

令和 3. 9.29 2021　創立 40 周年記念品として下足ホール前にミストシャワー設置（PTA より寄贈）

令和 6. 3.1 2024　エレベーター設置工事完了

本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

＊片小ナビ　　～保護者のための片山小学校ガイドブック～

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

＊吹田市立小学校　　～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

制　作
吹田市立東山田小学校
吹田市教育委員会 学校教育室

発　行
令和７年（２０２５）年２月
吹田市立東山田小学校